

令和8年度
中高年世代活躍応援プロジェクト和歌山県協議会
事業実施計画

令和8年7月
中高年世代活躍応援プロジェクト和歌山県協議会

【目次】

1	背景・趣旨	1
2	「事業計画」の実施期間	1
3	支援対象者	2
4	現状と課題	2
5	目標、K P I 及び取組	
	（1）不安定な就労状態にある方	3
	（2）就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方	4
	（3）社会参加に向けた支援を必要とする方	6
	（4）全支援対象者	8
6	推進体制・進捗管理方法	8
7	市町村プラットフォームとの連携	8
8	その他	8

中高年世代活躍応援プロジェクト和歌山県協議会事業実施計画

1 背景・趣旨

いわゆる就職氷河期世代に対し、政府は「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年6月21日閣議決定）において「就職氷河期支援プログラム」を策定し、当該世代の安定就労の実現に向け、3年間の集中的な支援に取り組む方針が打ち出された。さらに「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和4年6月7日閣議決定）において、令和4年度までの3年間の集中取組期間を「第一ステージ」と捉え、令和5年度からの2年間の「第二ステージ」と位置付け、これまでの施策の効果も検証の上、効果的・効率的な支援を実施し、成果を積み上げる旨の方針が定められた。

この方針に向けた施策の具体化を図るため、都道府県ごとに関係機関・団体等を構成員として、「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォーム」（以下「都道府県 PF」という。）を設置し、「市町村プラットフォーム」1（以下「市町村 PF」という。）と連携し、各地域での支援対象者の就労・社会参加の実現に向け、就職氷河期世代の積極採用や正社員化等の気運の醸成や支援策の周知等、地域における取組を推進してきた。また、都道府県ごとに行政や訓練等関係機関、労使を含めた官民協働のプラットフォームを設置し、就職氷河期世代の積極採用や正社員化の取組を推進していくための事業計画を策定し企業説明会や各種セミナー、職場体験・実習を開催してきた。

さらに「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和6年6月21日閣議決定）では、令和7年度以降、「この世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援する」とされたことから、都道府県 PF においても、就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し就職に支援が必要な中高年世代（以下「中高年世代」という。）へと対象を広げ、引き続き官民一体となった中高年世代の雇用支援、正社員化等安定就労に向けた支援に取り組むこととし、その名称を「中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会」（以下「都道府県協議会」という。）に改めた。 今後は、政府において「新たな就職氷河期世代等支援プログラム」（令和8年4月10日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定）が策定されたことを踏まえ、都道府県協議会においても、当該プログラムの関連施策を活用し、支援に取り組む必要がある。このため、都道府県協議会においては、地域における就職氷河期世代を含む中高年世代の更なる活躍支援に向けて、様々な立場の構成員が中高年世代への支援に係る課題やニーズについての認識を共有し、今後の支援策等について意見交換をすることを通じて、地域社会の関心を高めるとともに、この世代の中には配慮すべき様々な事情を抱える方がいること等を踏まえ、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、積極的に届けていく

ため、中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会事業実施計画（以下「事業計画」という。）を策定する。

2 「事業計画」の実施期間

事業計画は年度単位とする。

初年度の始期は計画施行時点、終期は当該年度末とする。

3 支援対象者

概ね 35 歳～60 歳未満の中高年世代で、次の①～③に掲げる方々を支援対象者とする。

① 不安定な就労状態にある方

正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く方や求職中の方など

② 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方

非労働力人口のうち、家事も通学もしていない方など

③ 社会参加に向けた支援を必要とする方

ひきこもり状態にある者、生活困窮者、社会参加を希望する長期無業者など、就労支援だけでなく、生活に不安を抱え、支援を必要としている方

4 現状と課題

和歌山県内における支援対象者の現状については、総務省の「令和 4 年就業構造基本統計調査」を基に、35 歳～59 歳の人口のうち①不安定な就労状態にある方 6,100 人、②長期にわたり無業の状態にある方 4,200 人と推計している^{*1}。③社会参加に向けた支援を必要とする方については、支援対象者個人ごとに抱える事情や状態が異なり、必ずしも直ちに就労に向かうことが本人にとって望ましいとは限らず、就労支援の対象として数量的にとらえることにそもそもなじまないことから推計対象としていないが、今後、「事業計画」の実施期間内においても支援対象者の実態やニーズを明らかにしていくこととする。

こうした支援対象者の当面の目標は、働くことや社会参加など多様であり、また生活の基盤を置く地域の実情もさまざまであることから、個々人の状況に応じた支援メニューを丁寧に届けていかなければならない。そのためには、支援対象者やその家族の置かれている状況、ニーズをしっかりと受け止めるという姿勢を、社会全体に浸透させるよう引き続き取り組んでいくことが不可欠である。

支援対象者である①不安定な就労状態にある方、②就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方、③社会参加に向けた支援を必要とする方は明確に区分できない場合も多く、その状態も時とともに変化していくものであることから、関係

機関が連携して、多様で複合的な課題やニーズに対応しながら、支援対象者やその家族に対する柔軟な支援を継続的に行っていく必要がある。

これらを踏まえ、必要な方々に必要な支援が届く体制を構築するため、中高年世代活躍応援プロジェクト和歌山県協議会のみならず、他の関係機関とも連携し、取り組んでいくこととする。

※1 総務省「令和4年就業構造基本統計調査」

JILPT「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状④」より

5 目標、K P I ※2 及び取組

(1) 不安定な就労状態にある方

【目標】

正規雇用を希望していながら不安定な就労状態にある方について、構成員の有する機能のみならず市町村や各団体・企業等の協力も得て、積極的な取組・周知・啓発等を行うことにより、地域社会全体での支援の気運を醸成しながら、現状よりも良い処遇を目指す。

【K P I】※2

項 目	K P I
ハローワーク紹介による正社員就職件数	842 件※3
ハローワーク専門窓口におけるチーム支援対象者に係る正社員就職率	62.0%以上※3

※2 重要業績評価指標（key Performance Indicator）の略。目標の進捗を把握するための指標。

※3 4月からの1年間の数値。

【取組】

(相談体制の充実)

- ① ハローワーク和歌山に中高年層（ミドルシニア）専門窓口「35 歳からの正社員就職支援コーナー」を引き続き設置し、担当者制によるキャリアコンサルティングを含めたきめ細かな個別支援により、マッチング促進及び職場定着を図る。

〈和歌山労働局〉

- ② 「わかやま就職支援センター（通称：はたらコーデわかやま）」ではハローワークをはじめとした関係機関と連携し、求職者に対する雇用関連サービスを

提供する。また支援対象者に適切かつワンストップな支援を行えるよう、支援機関間の連携を強化する。

〈和歌山県商工労働部〉

(職業訓練等の実施・強化、スキルアップ支援)

- ③ 求職者、在職者それぞれのニーズに対応した職業能力等の習得をめざす公的職業訓練によるスキルアップや新たなキャリアへの挑戦を支援する。

なお、訓練コース等の設定に当たっては、正社員就職のために資する内容とするよう配慮する。

〈和歌山県商工労働部、和歌山労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構和歌山支部和歌山職業能力開発促進センター〉

- ④ 再就職や転職を目指す求職者の方々に、求職者支援訓練の概要やコース内容、受講のための手続きや受講のメリット等についての周知広報に努める。

〈和歌山労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構和歌山支部和歌山職業能力開発促進センター〉

(就職、正社員への転換支援)

- ⑤ 支援対象者に対するマッチングイベント（企業説明会、就職面接会、職場見学会・体験会、セミナー等）を開催（後援・共催を含む）する。

〈和歌山労働局〉

- ⑥ 特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）、キャリアアップ助成金等の企業支援策の周知に努め、その活用による中高年世代の正社員就職及び正社員転換を促進する。

〈和歌山労働局〉

- ⑦ 中高年世代を対象とした求人募集、正社員化を含む処遇改善、職場定着支援など、企業等における受入体制整備（職場体験・実習等の機会確保を含む）を促進するほか、好事例の収集・提供など必要な支援を行う。

〈和歌山県商工労働部、和歌山労働局〉

- ⑧ 企業における中高年世代を対象とした求人募集、正社員化を含む処遇改善、職場定着支援など受入体制整備（職場体験・実習等の機会確保を含む）等の取組を推進する。また、それらの取組に必要な施策を和歌山県協議会に提案する。

〈和歌山県経営者協会、和歌山県商工会議所連合会、和歌山県商工会連合会、和歌山県中小企業団体中央会、（一社）和歌山経済同友会〉

- ⑨ 中高年世代を対象とした正社員化を含む処遇改善等にかかる企業への働きかけを行う。

〈日本労働組合総連合会和歌山県連合会〉

(2) 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方

【目標】

就業を希望しながら、様々な事情により求職活動に至っていない長期無業の状態にある方については、働くことや社会参加を促す中で本人に合った形で支援を行う必要があることから、地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）を中心に、関係機関と連携しながら職業的自立につなげることを目標とする。

【K P I】

項 目	K P I
サポステにおける新規登録者数	360 人※4、※5
サポステの支援により就労につながった件数	263 件※4、※5
サポステにおける就職等率について	73.2%以上

※4 サポステ支援対象全年齢層での目標

※5 4月からの1年間の数値

【取組】

(相談体制の充実)

- ① サポステの専門相談員によるカウンセリング、セミナー等の実施により、支援対象者の職業意識やコミュニケーション能力の向上を図る。

また、関係機関への多様な支援において支援対象者を把握し、ハローワーク、わかやま就職支援センター（通称：はたらコードわかやま）等との連携により個々人の状況に対応したきめ細かな職業的自立のための支援を行う。

〈和歌山県福祉保健部、和歌山労働局、サポステわかやま、南紀若者サポステ、和歌山県ひきこもり地域支援センター〉

- ② わかやま就職支援センター（通称：はたらコードわかやま）において、キャリアコンサルティング等を行うほか、支援対象者に適切かつワンストップな支援を行えるよう、支援機関間の連携を強化する。

〈和歌山県商工労働部〉

(職場体験・見学、就労に向けた支援)

- ③ 支援対象者に対するイベント（就職準備セミナー、職場見学・体験等）を開催する。

〈和歌山県福祉保健部、和歌山労働局、サポステわかやま、南紀若者サポステ、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構和歌山支部和歌山職業能力開発促進センター、和歌山県ひきこもり地域支援センター〉

- ④ 支援対象者の職場体験や職場実習等の機会確保及び受入れ後の職場定着支援など、企業等における受入体制整備にかかる取組を推進する。また、それらの取組に必要な施策を和歌山県協議会に提案する。

〈和歌山県経営者協会、和歌山県商工会議所連合会、和歌山県商工会連合会、和歌山県中小企業団体中央会、（一社）和歌山経済同友会〉

- ⑤ 働き方改革やワーク・ライフ・バランスの普及啓発等を通じ、多様な働き方の推進を図る。

〈和歌山県商工労働部、和歌山県福祉保健部、和歌山労働局、和歌山県経営者協会、和歌山県商工会議所連合会、和歌山県商工会連合会、和歌山県中小企業団体中央会、（一社）和歌山経済同友会、日本労働組合総連合会和歌山県連合会〉

- ⑥ 支援対象者にかかる受入体制整備（職場体験・実習等の機会確保を含む）等への取組について企業への働きかけを行う。

〈日本労働組合総連合会和歌山県連合会〉

（３）社会参加に向けた支援を必要とする方

【目標】

支援対象者やその家族のニーズや状態に応じ、就労に限らない多様な社会参加に向けた支援を可能とするため、身近な市町村に相談して、支援を受けられる体制を整備するとともに、地域の様々な関係機関がネットワークを構築することにより支援対象者が社会とつながりながら生活できることを目指す。

【K P I】

項 目	K P I
相談支援に関する研修※ ⁶ の受講者数	185 人（延べ）※ ⁷

※⁶ 項目に掲げる研修は支援対象者への支援に係る研修

※⁷ 令和 7 年度に県主催で開催した※⁶に掲げる研修への参加延べ人数

【取組】

(実態やニーズの把握)

- ① 和歌山県は、市町村が実施する、ひきこもり状態にある方やその家族の実態・ニーズの把握に関し、支援機関と連携しその取組を支援する。

〈和歌山県福祉保健部、和歌山県社会福祉協議会、和歌山県ひきこもり地域支援センター〉

(相談支援体制の充実)

- ② 支援対象者やその家族が、居住する地域で容易に相談できるよう、市町村での包括的支援体制整備を促進するとともに、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関（以下「自立相談支援機関」という。）における相談体制の強化や就労準備支援事業等の充実を図る。また、これらの支援体制について、住民への周知を図る。

〈和歌山県福祉保健部〉

- ③ 支援対象者の支援に関する情報共有や支援方針の検討等を行う場である市町村 PF の設置・運営に係る市町村との連絡調整を行う。また、市町村 PF へ先進的な取組や好事例の情報提供を行う。

〈和歌山県福祉保健部、和歌山労働局〉

- ④ ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもりの状態にある方やその家族への専門相談を実施するとともに、ひきこもり支援ネットワーク会議を通して支援を行っている関係機関の連携強化を図る。

〈和歌山県ひきこもり地域支援センター〉

(相談支援にかかる人材の育成、資質向上)

- ⑤ 自立相談支援機関の相談支援員等の養成研修やひきこもり地域支援センターによる支援者向けの研修会などにより、支援にかかる人材の育成、資質の向上を図る。

〈和歌山県福祉保健部、和歌山県ひきこもり地域支援センター〉

(職場体験・見学、就労に向けた支援)

- ⑥ 支援対象者の職場体験や職場実習等の機会確保及び受入れ後の職場定着支援など、企業等における受入体制整備を促進するほか、多様な働き方の提案や好事例の収集・提供など必要な支援を行う。また、業界団体や企業等へ受入体制整備等にかかる要請を行う。

〈和歌山県福祉保健部、和歌山労働局〉

- ⑦ 支援対象者の職場体験や職場実習等の機会確保及び受入れ後の職場定着支援など、企業等における受入体制整備にかかる取組を推進する。また、それらの取組に必要な施策を和歌山県協議会に提案する。(再掲)

〈和歌山県経営者協会、和歌山県商工会議所連合会、和歌山県商工会連合会、和歌山県中小企業団体中央会、(一社)和歌山経済同友会〉

- ⑧ 支援対象者にかかる受入体制整備(職場体験・実習等の機会確保を含む)等への取組について企業への働きかけを行う。(再掲)

〈日本労働組合総連合会和歌山県連合会〉

(4) 全支援対象者

【取組】

(助成金の積極活用)

- ① 中高年世代を対象に企画された助成金のみならず、求職者の試行的雇用や非正規雇用労働者に対する雇用型訓練の実施に対する助成金等の周知・活用による支援を積極的に展開する。【別表】参照

〈全構成員〉

(中高年世代活躍応援の気運醸成)

- ② 和歌山県協議会の取組や活動等について、市町村や各団体・企業等に積極的に周知・啓発を行うことにより、地域社会全体で中高年世代の活躍を支援する気運の醸成を図る。

〈全構成員〉

(対象者への広報)

- ③ 支援対象者一人ひとりに各種施策や社会全体で支援するというメッセージを積極的に届けるため、あらゆる手段(メディア、SNS、WEB、イベント開催等)を活用し、家族、関係者も含め効果的に伝わる周知・広報策を展開する。

〈全構成員〉

6 推進体制・進捗管理方法

「事業計画」の効果的な推進を図るため、和歌山県協議会とりまとめ事務局において進捗状況の把握及び管理を行い、和歌山県協議会設置要領の5に定める会議において公表する。

なお、その進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画内容を見直すこともあり得る。

7 市町村プラットフォームとの連携

和歌山県協議会は、市町村 PF の効果的かつ円滑な運営のために、市町村 PF からの支援要請に対して適切に対応するとともに、好事例等の中高年世代支援に関する情報についてはこれを共有し、双方密な連携を図ることとする。

8 その他

「事業計画」の実施に当たり、課題、疑義等が生じた場合は、和歌山県協議会内の構成員で協議を行うとともに、関係機関に対しても情報共有を行うこととする。また「事業計画」については、毎年度の実施状況を踏まえたうえで見直しを行うことがある。

なお、「事業計画」の記載のうち、和歌山労働局及び和歌山県の取組にかかる記載については、今後の予算審議等の状況により修正・変更等があり得る。

(附則)

この事業計画は、令和 7 年 7 月 25 日から施行する。

この事業計画は、令和 8 年 7 月 14 日から施行する。

【別 表】

中高年世代活躍応援プロジェクト該当助成金等一覧

(令和8年4月1日現在)

No	実施主体	事業名	助成金の概要	計画期限
1	和歌山労働局	特定求職者雇用開発助成金 (中高年層安定雇用支援コース)	中高年世代で、正社員経験のない方や少ない方を正社員で雇い、定着につなげた場合、事業主に助成される。	～R9.3.31
2	和歌山労働局	キャリアアップ助成金 (正社員化コース)	有期雇用労働者、短時間労働者等の非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成される。	～R9.3.31
3	和歌山労働局	トライアル雇用助成金 (一般トライアルコース)	職業経験の不足などから就職が困難な求職者等を原則3か月間試行雇用することにより、その適正や能力を見極め、期間の定めのない雇用への移行のきっかけにさせていただくことを目的とした制度で、事業主に対して助成される。	～R9.3.31
4	和歌山労働局	人材開発支援助成金 (人材育成支援コース)	事業主等が、雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能を習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等が事業主に対して支給される。	～R9.3.31